

支払督促手続とは

★ 貸金、立替金、賃金などを相手方が支払わない場合に、申立ての申立てのみに基づいて裁判所書記官が行う略式の手続です。

ただし、相手方が異議を申し立てると訴訟手続に移行します。

利用のポイント

- ① 紛争の対象となっている金額にかかわりなく、金銭の支払を求める場合に利用することができます。
- ② 訴訟の場合の半額の手数料と、郵便切手だけで、申立てをすることができます。
- ③ 書類の審査だけで発付されますので、訴訟の場合のように申立て人が審理のために裁判所に来る必要がありません。
- ④ 申立て人は、相手方から異議の申立てがなければ仮執行の宣言を得て直ちに強制執行を申し立てることができます。

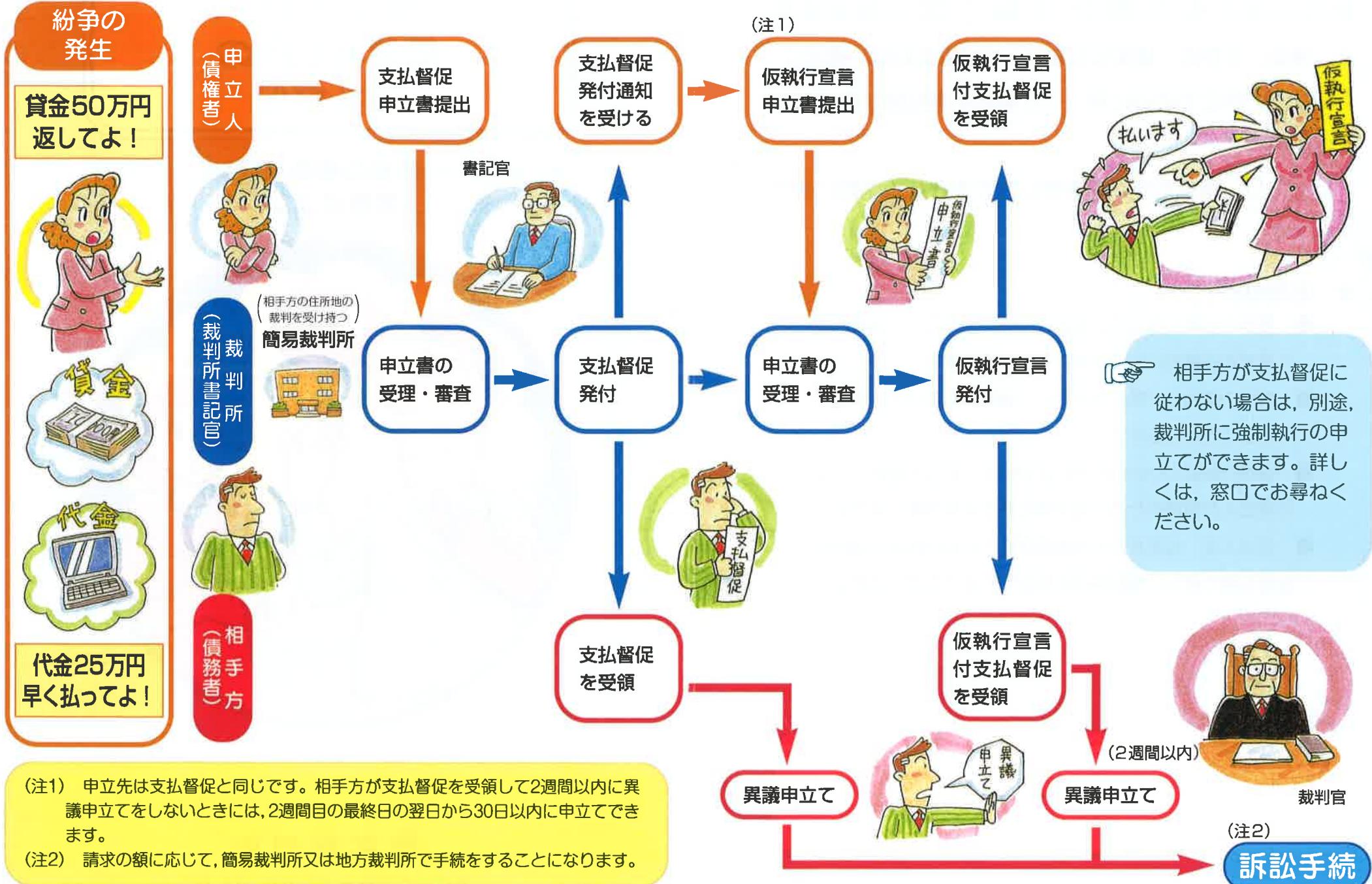
お問い合わせ先

ご存じですか？ 簡易裁判所の 支払督促

書類の審査だけ！
費用が安い！



手続の流れ



破産手続 Q & A

どのような書類等を用意して、どこの裁判所に行けばよいのですか？

- ◎破産・免責申立書：破産・免責手続を利用したい旨等を書いた書類
 - ◎債権者一覧表：債権者の名前、住所、債務の内容、残額などを書いた一覧表
 - ◎添付書類：住民票、財産目録、収入状況が分かる書面（源泉徴収票など）、
その他裁判所から指示される書類
 - ◎申立費用：申立手数料1500円のほか裁判所が定める額の手続費用や郵便切手
 - ◎申立先：原則として債務者の住所地を管轄する地方裁判所
- ※提出書類や手続費用の額などについては、事案によって異なります。

破産手続開始決定によって生じる義務や制限はありますか？

- 破産手続開始決定によって、例えば次のような義務や制限が生じます。
- ◎破産や免責に関して裁判所や破産管財人が行う調査に協力して、必要な説明等をする義務が生じます。
 - ◎裁判所の許可を得なければ住居所等を移転することができなくなることがあります。
 - ◎郵便物を破産管財人に転送する措置がとられることがあります。
 - ◎保険外交員、警備員など一定の職業に就くことができなくなります。
 - ◎破産者になっても選挙権や被選挙権を失うことはありませんし、破産者であることが戸籍や住民票に記載されることもありません。

すべての財産を手放さなければならないのですか？

生活に必要な一定額の現金や日用品など差押えが禁止されているものや破産手続開始決定後に得た財産については、処分の対象にはなりません。

債権者から給料などの差押えを受けることはありますか？

破産手続開始決定後、破産手続と免責手続のいずれもが終了するまで、債権者が個別に破産者の財産を差し押えることは、禁じられています。

☆不明な点は、最寄りの地方裁判所にお問い合わせください。

自己破産の申立てをされる方のために

債務や財産を清算し
生活の建て直しを図る手続です。



最高裁判所

破産手続の流れ

申立て

破産手続開始決定

(裁判所は、債務者が借金等を支払う資力がないと判断すると、破産手続を開始する旨の決定を出します。)

*破産者とは、この破産手続開始決定を受けた債務者のことをいいます。

破産手続

(破産者の財産をお金に換えて債権者に公平に分配する手続です。)

☆破産手続を進めるために必要な額のお金や財産が破産者にある場合とない場合とで、手続が異なります。
(※ただし、同時廃止型の手続においても申立て手数料や公告費用など最低限の費用は必要になります。)

必要な額のお金や財産がない場合

必要な額のお金や財産がある場合

同時廃止型

同時廃止決定

☆破産手続開始決定と一緒に手続廃止決定をして、破産手続は即座に終了します。

管財型

☆裁判所が選任した破産管財人が中心になって、次のような手続を行っていきます。

- ① 破産者の財産状況を調査します。
- ② 破産者の財産を売却してお金に換えます。
- ③ 債権者の債権の有無や債権額を調査します。
- ④ ②のお金を債権者へ分配(配当)します。



破産手続終結決定

☆債権者に配当をした後、破産手続を終了する決定をします。

破産手続廃止決定

☆債権者に配当をできる財産がない場合は、配当をしないで破産手続を終了する決定をします。

※必要な額のお金や財産がない場合でも、例外的に管財型になる場合があります。

免責手続

(法律上の支払義務を免除して、破産者の経済的な立ち直りを助ける手続です。)

債権者から意見を聴く期間(1か月以上)

破産管財人の意見(管財型の場合)



免責許可決定

☆例えば次のような一部の債務を除き、債務の支払義務が免除されます。

- …税金や罰金
- …養育費
- …その存在を知りながら債権者一覧表に記載しなかった債務
- …加害意図に基づいた不法行為の損害賠償債務

免責不許可決定

☆例えば次のような一定の事情がある場合には、免責が許可されないことがあります。

- …ギャンブルや浪費が借金の主な原因である場合
- …財産を隠した場合
- …裁判所や破産管財人が行う調査に協力しなかった場合
- …過去7年以内に免責を受けている場合

★ 労働審判制度の特徴

①個別労働紛争が対象

事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブルの解決に利用できます。

②労働関係の専門家が関与

雇用関係の実情や労使慣行等に関する詳しい知識と豊富な経験を持つ労働審判員が、中立かつ公正な立場で、審理・判断に加わります。

③3回以内の期日で決着

原則として3回以内の期日で審理（調停を含む。）を終えます。

④事案の実情に即した柔軟な解決

調停を試み、調停による解決に至らない場合には、審理の結果認められた当事者間の権利関係と手続の中で現れた諸事情を踏まえ、事案の実情に即した判断（労働審判）を行い、柔軟な解決を図ります。

⑤異議申立て等で訴訟移行

労働審判に対する異議申立てにより、労働審判が失効した場合や、労働審判委員会が、労働審判を行うことが不適当であると判断し、労働審判事件を終了させた場合等は、訴訟へ移行します。

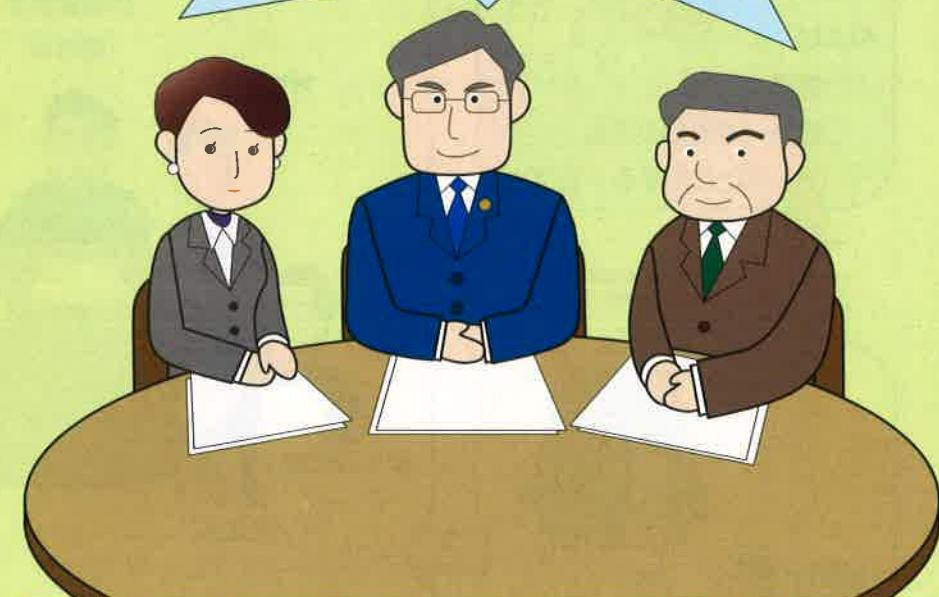
★ 労働審判制度の利用にあたっての留意点

- 3回以内の期日で集中して審理を行う労働審判手続においては、当事者が、早期に的確な主張・立証を行うことが重要です。そのためには、当事者は、必要に応じて、法律の専門家である弁護士に相談をすることが望ましいでしょう。
- 労働紛争の解決方法には、労働審判手続以外にも様々な手続があります。十分に検討した上で手続を選択してください。

*この用紙は再生紙を使用しています。

ご存じですか？ 労働審判制度

裁判官と労働関係の専門家が、3回以内の期日で
トラブルの解決にあたります！



不明な点は、最寄りの地方裁判所にお問い合わせください。

※労働審判手続以外の労働紛争の解決手続については、
リーフレット「雇用関係のトラブルを解決したい方のために」をご覧ください。

最高裁判所

<http://www.courts.go.jp/>

～労働審判手続の流れ～

労働審判制度とは

労働審判官(裁判官)と労働関係の専門家である労働審判員2名で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた柔軟な解決を図るための判断(労働審判)を行うという紛争解決制度です。労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行します。

